

1 か月以上の湛水管理を実施する農業者の方へ

－「水田活用の直接支払交付金」の5年水張りルールに対応－

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1 か月以上の湛水管理」を実施する場合の確認方法についてお知らせします。

湛水管理の確認方法

○水張り（湛水管理）実施届出書の提出

- ・湛水を開始する1週間前までに **様式1「水張り（湛水管理）実施届出書」**を提出してください。

○湛水開始

- ・届出書に記載した計画に沿って湛水を実施してください。
- ・事務局が現地確認を実施します。

○写真撮影

- ・湛水状況が確認できる写真を撮影してください。
- ・1筆ごとに、湛水開始時期と終了時期の2回撮影してください。

○水張り（湛水管理）記録簿の提出

- ・1か月の湛水終了後、**様式2「水張り（湛水管理）記録簿」**を提出してください。
- ・1筆ごとに、湛水開始時期と終了時期の写真を添付してください。

○連作障害確認一覧表の提出

- ・湛水実施後の作付けにおいて、収量の確定後、**様式3「連作障害確認一覧表」**を提出してください。

湛水管理の注意点

- ・湛水は水稻作付と同等の水位としてください。
- ・雪解け水や雨水など、天水による湛水は認められません。
- ・部分的な湛水は認められません。
- ・一時的な湛水ではなく、用水による湛水管理を継続して1か月以上実施してください。
- ・一度交付対象から除外されると、原則交付対象水田に戻ることはありません。

十日町市農業再生協議会事務局（十日町市 産業観光部 農林課 作物振興係）

電話：025-761-7144（直通）／Fax：025-752-4635

e-mail：t-norin@city.tokamachi.lg.jp